滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領

1. 教育の内部質保証

教育学部・教育学研究科の教育に関する諸活動について、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・ 改善に努め、教育の質を自ら保証する(以下「教育の内部質保証」という。)ための体制等を以下のとおり定 める。

2. 教育の内部質保証実施責任者

教育の内部質保証に関する実施責任者は、教育学部については学部長、教育学研究科については研究科長とする。

3. 教育の内部質保証実施委員会・業務

教育の内部質保証実施委員会及び業務は下表のとおりとする。

内部質保証関係業務	学部・研究科別	実施委員会
(1) 自己点検・評価等	教育学部	教育学部目標評価委員会
・国立大学法人滋賀大学学則第2条第3項に規定する項目及び教育・学生支援機構会議(以下「機構会議」という。)が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータの収集及び自己点検の実施・毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度の自己評価の実施及び自己評価書の作成・自己点検・評価の結果を本表(2)の委員会へ報告	教育学研究科	教育学研究科企画・運営委員会
(2) 検証・改善計画策定等	教育学部	教育学部・教育学研究科内部質保証委
・自己点検・評価結果の検証 ・改善計画を検討・策定し、本表(3)の委員		員会
会へ改善計画を提示	教育学研究科	教育学部・教育学研究科内部質保証委
・改善計画の進捗状況の検証		員会
・機構会議へ点検・評価結果、改善計画、改善		
計画の進捗状況を報告		
(3)改善計画の実施等	教育学部	教育学部将来構想委員会
		教育学部教務カリキュラム運営委員会
・本表(2)の委員会から改善計画の提示を受		教育学部・教育学研究科就職委員会
け、改善計画を実施		教育学部教育改革研究推進委員会
・本表(2)の委員会へ改善計画の進捗状況を	教育学研究科	 教育学研究科企画・運営委員会
報告		

附 則

この要領は、平成31年4月5日から実施し、平成31年4月1日から適用する。 WH FU

この要領は、令和2年4月1日から実施する。